

公 募

下記の業務を行う者を公募します。

応募される方は、応募要領に基づき応募して下さい。

記

1 件 名 インターネット取引に係るクレジットカード決済業務

2 応募資格

- (1) 予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）第70条の規定に該当しない者であること。なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中の特別の理由がある場合に該当する。
- (2) 予算決算及び会計令第71条の規定に該当しない者であること。
- (3) 令和07・08・09年度農林水産省競争参加資格(全省庁統一資格)の「役務の提供等」に登録されている者であること。
- (4) 東海農政局長から東海農政局物品の製造契約、物品の購入契約及び役務等契約指名停止等措置要領（平成26年11月25日付け26海総第523号）に基づく指名停止を受けている期間中でないこと。
- (5) 経営の状況又は信用度が極端に悪化していないと認められる者であり、適正な業務の履行が確保される者であること。
- (6) 仕様書に掲げる業務条件を全て満たす者であること。

3 応募要領を交付する場所及び日時

- (1) 場所 岐阜県大垣市神田町1-1 弘光舎ビル7階
東海農政局西濃用水第三期農業水利事業所 庶務課 経理係
TEL：0584-84-2722
電子メールアドレス：tokaiseino_nyusatsu@maff.go.jp
- (2) 日時 令和7年7月16日（水）～令和7年8月6日（水）
午前9時から午後5時（ただし、行政機関の休日を除く。）

※応募要領について、電子メールでの交付を希望する者は、1の件名、住所、会社名、担当者名、電話番号、電子メールアドレスを記載の上、3（1）の電子メールアドレス宛てに申込みを行うこと。

4 応募期限及び応募先

- (1) 応募期限 令和7年8月6日（水） 午後5時
- (2) 応募先 上記3（1）に同じ

5 その他

- (1) 仕様書を満たす応募の中から付加的なサービスとして提案された内容を評価し、国に最も有利な条件となる応募者を契約予定者とする。なお、応募内容が同一となる応募者が複数ある場合にはくじ引きにより決定する。
- (2) 本公示に記載なき事項は、応募要領による。

以上公募する。

令和7年7月16日

分任支出負担行為担当官

東海農政局西濃用水第三期農業水利事業所長

藤澤 貴充

お知らせ

- 1 農林水産省の発注事務に関する綱紀保持を目的として、農林水産省発注者綱紀保持規程（平成19年農林水産省訓令第22号）が制定されています。この規定に基づき、第三者から不当な働きかけを受けた場合は、その事実をWebサイトで公表するなどの綱紀保持対策を実施しています。
詳しくは、当局のWebサイト
(<https://www.maff.go.jp/tokai/somu/somu/kokihoji/attach/pdf/index-18.pdf>) をご覧下さい。
- 2 農林水産省は、経済財政運営と改革の基本方針2020について(令和2年7月17日閣議決定)に基づき、書面・押印・対面の見直しの一環として、押印省略などに取り組んでいます。